

質問項目	内容	回答
感染対策事業	発注額が10万円以上の場合、見積書の添付が必要とありますが、現在、インターネット通販での発注を予定しており、見積書の入手が難しいと思われれます。HPのスクリーンショット等を用意すれば良上記項目で空気清浄機や空気殺菌装置等が対象経費に入るかと思いますが、「空気清浄機能付エアコン」	見積書は適正価格なのかを確認するものになりますので、インターネット通販以外の見積書を添付して、インターネット通販がより安価であることを証明ください。
	大型の空気清浄機を購入した場合の設置費は対象になりますか	①感染対策事業では対象外になりますが、③空調設備等改修事業では、改修工事については対象になります。
	既に購入済の物品については見積書ではなく請求書でも大丈夫か	物品購入費は対象になりますが、設置工事費は対象外です。
	感染対策費について、「PCR検査関連費用」は対象外という認識でよろしいでしょうか。	10万円以上は見積り書、100万円以上は相見積書を準備ください。提出できない場合は、事由書を提出してください。
空調設備等事業	国の補助金含めた市の予算でコロナ対策含む建設や備品調達を行なっても申請対象になるのかど空調設備等の改修事業において「換気設備の改修」は対象となりますでしょうか。	対象外です。
	「換気扇を全熱交換器に更新」、「全熱交換器を更新」するケース等（新たに設置するものではありません。）	本事業の補助金と市町村の補助金を組み合わせることは可能です。
	和式から洋式は対象となるが、ウォッシュレットの機能は？	対象です。
環境整備事業	感染症対策として光触媒を用いた抗菌剤による座席や壁などへの「抗菌剤散布業務」を外注した場合、補助の対象となりますでしょうか。	改修であれば対象です。
	配信環境整備でWiFiを導入する場合、事務室を含めて整備することは可能でしょうか。（事務室で映像の編集などを行うことを想定）	環境整備事業で補助の対象となります。
	クレジット決済可能な券売機の導入は対象になるか。	配信環境整備であるため設置場所や対象エリアを限定して整備することは可能ですが、事務室の場合、他の用務と区別できないため、対象外になります。
配信環境等事業	見積書100万円を超えるものは相見積もりでという記載ですが、工事する前に入札をかけています。その場合でも事業の申請をさせていただくときは2社以上の見積もりが必要なのでしょうか？	自動券売機は対象外となります。
	補助金申請事業者のグループ会社への発注は対象となりますでしょうか。	入札の関係証票と理由書をご提出いただければ、見積書の提出は不要です。
その他	1次募集と2次募集両方に出すことはできますか。	グループ会社ということだけを理由に発注を妨げるものではありませんが、金額により必要となる会計手続き（相見積、入札等）を取っていただく必要があります。
	インターネット環境が整っておらず、新たに光ケーブルの敷設をしたいと考えています。そちらの配線に係る費用（工事費）も対象となるのでしょうか。また、そのケーブルを使用して配信公演を実施しますが、その後は館利用者が利用できるようにしたいと思っています。この用途は問題ないでしょうか。	同じ事業で2回申請を上げることはできませんが、別事業であれば申請可能です。（例えば、1次募集では感染対策事業と環境整備事業、2次募集では空調設備事業を申請するのは可）
	消費税は申請対象に含めて良いですか	コンテンツの配信環境整備に伴う工事（光ケーブル引き込み工事及び有線・無線LAN設置工事等）については対象とします。ただし、配信環境整備であるため設置場所や対象エリアを限定して整備する必要があります。
	応募し採択された場合、支払はいつになるか？	他の用途に活用することは不可です。
	本市では当補助事業の募集にあたり申請を検討していますが、見積書等の徴収に時間を要することから、「第1次募集」及び「第2次募集」と2回に分けて申請を検討しています。細分されています事業（1感染対策事業、2環境整備事業、3空調設備等改修事業、4配信等環境整備事業）によらず、見積書等書類が整ったものから「1次」及び「2次」に申請することは可能でしょうか？	課税事業者であるか否かにより異なりますので、募集案内P26をご確認ください。
	・10万以下の消耗品であれば、『請書』も不要との認識でよろしいでしょうか？ ・10万以下の『備品』につきましても、『契約書』や『請書』は不要の認識でよろしいでしょうか？	原則、精算払いになりますので、来年2～3月頃になります。
	同じ事業メニューについて、一次・二次に分けて申請はできません。また、補助予算額に到達した段階で美募集の受付を終了する可能性があることにご留意ください。	
	応募書類において、10万円以下の場合、請求書等の提出は不要ですが、「適正な執行の確保」に基づき、会計書類の整備を行ってください。	